



みどり
水土里ネット
大井川だより

令和4年7月1日発行 第64号



大井川土地改良区
〒427-0042
静岡県島田市中央町30-2
☎ 0547-37-7151
FAX 0547-37-1220

Eメール oigawa@fancy.ocn.ne.jp
ホームページ http://www.oigawa-yousui.jp

**農業に関心を持ち作物を
育てることの大切さを学ぶ
体験学習を行いました**



令和4年5月24日実施 島田市立六合東小学校5年生(島田市六合地区)

目次

ごあいさつ	2~3
会計報告	4~5
事業報告	6
新役員紹介	7
滞納整理方針	8
お知らせ	9~10



令和4年3月31日現在 総組合員数9,848名 総受益面積2,796ha

ごあいさつ



大井川土地改良区
理事長 内田幸男

組合員並びに関係者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より大井川土地改良区の運営及び事業推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、3月に「まん延防止等重点措置」の適用が全国で解除されましたが、感染者数は減少傾向はあるものの収束していない状況であるため、ワクチン接種のさらなる進展や治療薬の普及などにより、一刻も早く平穏な生活が戻ることを願っております。

こうした中で、本年3月19日開催の第72回通常総代会は、3年ぶりに総代の皆様にご出席いただき開催することができ、全議案を承認・可決していただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

また、任期満了に伴う役員改選が行われ、理事21名、監事4名が選任され、4月1日開催の理事会において、2期目の理事長の重責を担うことになりました。微力ではありますが、土地改良区の健全な運営はもとより組合員の皆様のご期待に応えるべく、職責を全う

するよう決意を新たにしているところでございます。

さて、昨年度の水稲の状況につきましては、出穂の時期である8月中旬に長雨があり、日照不足となった影響などによって作柄が「やや不良」となりましたが、大井川用水につきましては、過不足や大きな事故もなく、概ね順調に供給できたことに対し、皆様のご尽力の賜ものと感謝しております。

懸案となっているリニア中央新幹線静岡工区への対応につきましては、静岡県が設置している静岡県中央新幹線環境保全連絡会議の委員及び大井川利水関係協議会の会員として会議に参加しておりますので、今後も静岡県及び流域の市町、土地改良区等と連携し、大井川の流量や水質及び中下流域の地下水に悪影響が出ないようにすることと、流域住民の理解が得られるまではトンネル工事に着手しないこと等を最低限の条件として主張してまいります。

なお、本土地改良区では、島田市伊太及び細島の小水力発電所、藤枝市源助の太陽光発電所を運営し、これらの施設による売電収益を土地改良施設の維持管理費等の財源の一部としておりますが、貴重な自主財源であるだけでなく、脱炭素社会に貢献する再生可能エネルギーでもあるため、静岡県と連携し、さらなる施設の拡充を図ってまいります。

結びに、今後とも土地改良区の使命達成に向け、農業用水を安定供給できるように役職員一丸となって努力してまいりますので、より一層のお力添えをお願い申し上げますとともに、今年こそ天候に恵まれ、豊穰の秋を迎えられることと、組合員並びに関係者の皆様のご健勝を心から祈念し、挨拶とさせていただきます。

第72回 大井川土地改良区通常総代会開催

令和4年3月19日藤枝小杉苑において、コロナ禍でありましたが3年ぶりに通常総代会が開催されました。総代76名が出席し、令和3年度事業報告及び決算報告並びに令和4年度予算など34議案について審議し、すべて原案どおり可決、承認されました。

なお、本総代会において、役員の任期満了に伴う選挙が行われ、すべての役員が無投票により当選しましたので、ご報告いたします。



第72回通常総代会議案（令和4年3月19日開催：藤枝小杉苑）

- ・令和2年度一般会計事業報告及び決算報告について
- ・令和2年度大井川用水伊太発電所施設特別会計事業報告及び決算報告について
- ・令和2年度細島発電所施設特別会計事業報告及び決算報告について
- ・令和2年度発電所施設交付金等特別会計事業報告及び決算報告について
- ・令和3年度一般会計補正予算について
- ・令和3年度大井川用水伊太発電所施設特別会計補正予算について
- ・令和3年度細島発電所施設特別会計補正予算について
- ・令和3年度発電所施設交付金等特別会計補正予算について
- ・過年度未収賦課金等の不納欠損処分について
- ・令和4年度事業計画について
- ・令和4年度一般会計収支予算について
- ・令和4年度大井川用水伊太発電所施設特別会計収支予算について
- ・令和4年度細島発電所施設特別会計収支予算について
- ・令和4年度発電所施設交付金等特別会計収支予算について
- ・役員選挙について

ごあいさつ



関東農政局
西関東土地改良調査管理事務所
所長 兼平 正樹

令和4年4月1日付けで関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長を拝命いたしました兼平と申します。よろしくお願いいたします。

大井川土地改良区組合員をはじめ関係者の皆様におかれましては、平素より農業農村の振興に向けた各種施策の推進にご理解とご協力を賜るとともに、農地・農業水利施設について適切な運用と管理をしていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の農業農村においては、農業水利施設の老朽化への対応、頻発・激甚化する豪雨等の自然災害への備え、担い手への農地集積・集約化の推進が急務であるとともに、土地改良事業を実施する土地改良区等の技術職員が不足するなどの課題が生じています。

このような課題に対応するため、先の通常国会において、改正土地改良法が可決、成立しました。改正土地改良法では、ため池等の豪雨対策の手続きの簡略化や農地中間管理機構関連事業として基盤整備をより効率的に進め、農地集積の加速化などが可能となります。また、土地改良施設維持管理適正化事業について、財政融資資金の活用により施設の老朽化等への早期対応が可能になります。更に、技術者不足に直面する土地改良区等が土地改良事業団体連合会の協力を得る仕組みも構築されました。

西関東土地改良調査管理事務所においても、大井川土地改良区をはじめ関係する皆様方と連携しながら関連施策に取り組んでまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。



静岡県志太榛原農林事務所
所長 乾 正嗣

4月1日に着任いたしました乾 正嗣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大井川土地改良区組合員の皆様には、日頃より静岡県が推進する農業農村整備事業に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県は、本年度より県総合計画「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」の実現に向けた取組を開始いたしました。

農林事務所が所管する農業、農地、森林の各部門においても、分野別計画である「食と農の基本計画2022-2025」(農業)、「農業農村整備みらいプラン2022-2025」(農地)、「森林共生基本計画2022-2025」(森林)を総合計画と一体的に推進してまいります。

中でも「農業農村整備みらいプラン」においては、「ふじのくに美しく品格のある農村の創造」を基本理念に、「農の営みと暮らしの調和の実現」を基本方針として、生産基盤づくりと邑づくりを車の両輪として各種施策に取り組んでまいります。

大井川用水をはじめとする基幹的な農業水利施設につきましては、農業用水を将来にわたって安定的に供給するため、ライフサイクルコストを低減するアセットマネジメント

手法の活用により、効率的な更新整備を推進してまいります。

また、時代の変化に対応した持続可能な土地改良区の体制強化に向けて、事務の効率化、自主財源の確保や関係機関との関係強化等につながる取組を支援してまいります。

本年度も志太榛原地域の農業振興に取り組んでまいりますので御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和3年度 大井川土地改良区功労者表彰

永年にわたり水利管理人を務められた10名の方々が表彰されました。長い間、当土地改良区にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

(敬称略)

(令和3年12月現在)

地区	氏名	管理施設	期間	地区	氏名	管理施設	期間
島田	杉本素男	榛原幹線 第2号取水門	10年9ヶ月	藤枝	藤田嘉昭	成案寺川 第1号取水門	10年
島田	池谷 勉	榛原幹線 第3号取水門	10年9ヶ月	藤枝	増田和己	瀬戸川左岸幹線 清水川揚水機場	10年9ヶ月
島田	池田孝之	榛原幹線 第6号取水門	10年9ヶ月	焼津	杉本芳郎	成案寺川 第3号取水門	10年9ヶ月
吉田	小林泰明	榛原幹線 第10号取水門	10年9ヶ月	焼津	田村政榮	中島川 第2号取水門	10年9ヶ月
島田	藤田建次	中央用水路 第1号取水門	10年9ヶ月	焼津	石田忠男	黒石川 三右衛門新田取水堰	10年6ヶ月

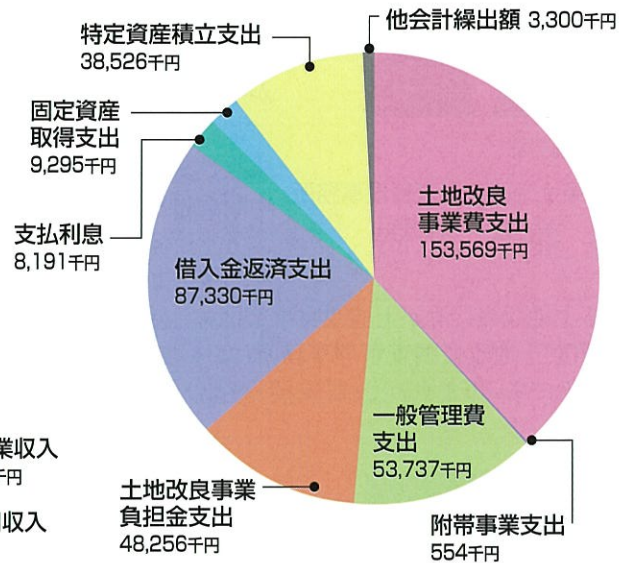
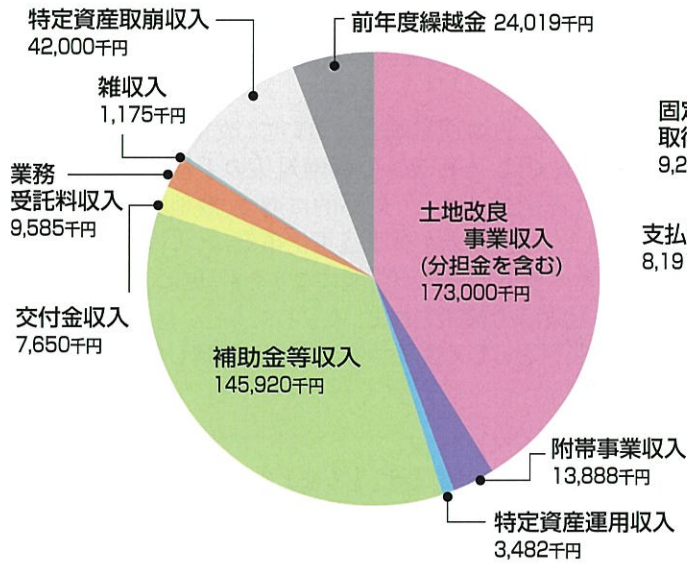
会計報告 (令和2年度決算・令和4年度予算)

令和2年度一般会計決算

【収入】 420,719千円

【支出】 402,758千円

(次年度繰越金) 17,961千円



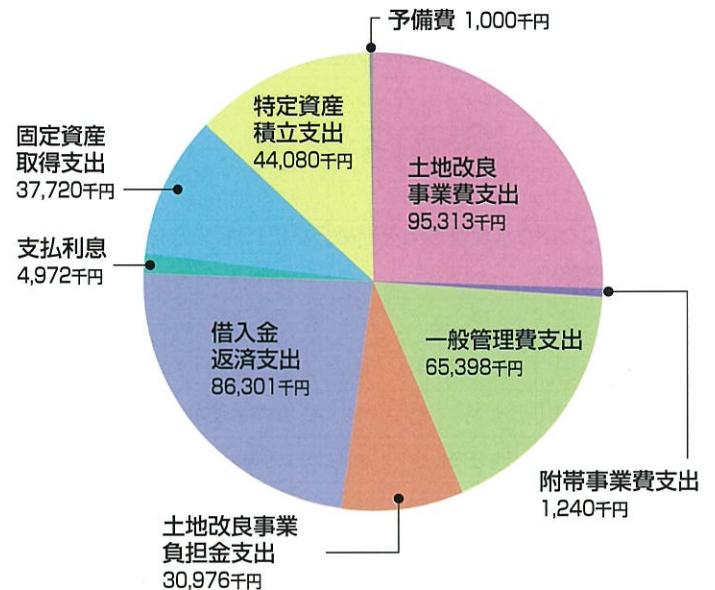
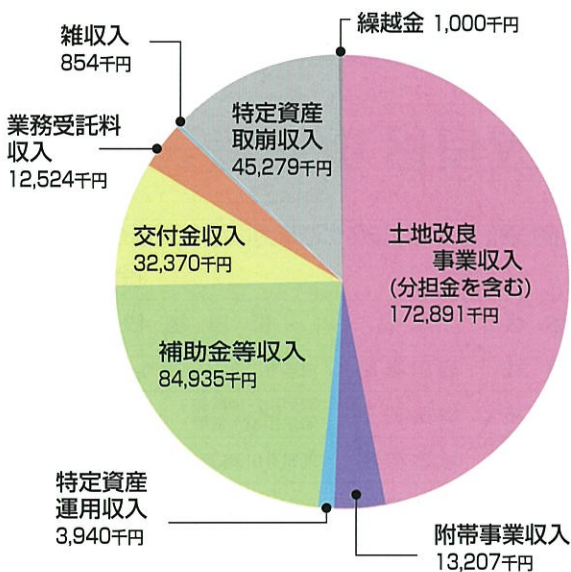
- 土地改良事業収入は、賦課金・農地転用決済金等です。分担金収入は、国・県営事業負担金の借入金償還元金です。
- 附帯事業収入は、太陽光発電事業を含みます。
- 補助金等収入は、県や市町からの補助金・交付金などです。
- 特定資産取崩収入は、財源不足額を積立基金から取崩したものです。

- 土地改良事業費は、施設の修繕工事費や維持管理費などです。
- 附帯事業支出は、太陽光発電事業の経費です。
- 一般管理費は、事務管理経費や役員人件費などです。
- 土地改良事業負担金は、県営事業に対する土地改良区負担金等です。
- 借入金返済支出は、国・県営事業負担金の借入金償還元金などです。
- 固定資産取得支出は、施設の新設工事費等です。
- 特定資産積立支出は、農地転用決済金等を積立基金に積立したものです。

令和4年度一般会計予算

【収入】 367,000千円

【支出】 367,000千円



- 附帯事業収入は、太陽光発電事業を含みます。

- 附帯事業支出は、太陽光発電の経費です。

令和2年度 伊太発電所施設特別会計決算

この会計は、伊太発電所の運営の一切の経費に関するものです。

【稼働実績】

- 1 運転日数 344日 (稼働率：94.2%)
- 2 発電電力量 4,149千Kwh
- 3 売電電力量 4,015千Kwh (発電電力量との差は自家消費量)

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	128,100	売電単価 31.9円/kwh
	繰越金等	5,961	前年度繰越金等
	計	134,061	
支出	運転直接経費	30,330	発電施設管理費
	繰出金	40,300	大井川土地改良区 28,734 大井川右岸土地改良区 7,818 金谷土地改良区 3,143 神座土地改良区 605
	引当金積立金	53,270	修繕・退職・欠損調整・災害準備建設改良各積立金
	計	123,900	
	次年度繰越金	10,160	

令和4年度 伊太発電所施設特別会計予算

【稼働見込】

- 1 運転日数 341日 (稼働率：93.4%)
- 2 発電電力量 4,300千Kwh
- 3 売電電力量 4,128千Kwh (発電電力量との差は自家消費量)

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	131,687	売電単価 31.9円/kwh
	繰越金等	100,313	前年度繰越金、特定資産取崩等
	計	232,000	
支出	運転直接経費	132,405	発電施設管理費
	繰出金等	50,000	大井川土地改良区 35,650 大井川右岸土地改良区 9,700 金谷土地改良区 3,900 神座土地改良区 750
	引当金積立金	49,495	修繕・退職・欠損調整・災害準備建設改良各積立金
	予備費	100	
	計	232,000	

令和2年度 細島発電所施設特別会計決算

この会計は、細島発電所の運営の一切の経費に関するものです。

【稼働実績】

- 1 運転実績 320日 (稼働率：87.7%)
- 2 発電電力量 156千Kwh
- 3 売電電力量 148千Kwh (発電電力量との差は自家消費量)

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	5,540	売電単価 37.4円/kwh
	繰越金等	3,937	前年度繰越金等
	計	9,477	
支出	運転直接経費等	5,429	発電施設管理費等
	繰出金	1,700	交付金等特別会計繰出
	引当金・積立金	2,044	修繕・建設改良各積立金
	計	9,173	
次年度繰越金	304		

令和4年度 細島発電所施設特別会計予算

【稼働見込】

- 1 運転日数 201日 (稼働率：57.5%)
- 2 発電電力量 200千Kwh
- 3 売電電力量 134千Kwh (発電電力量との差は自家消費量)

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	5,017	売電単価 37.4円/kwh
	雑収入	103	前年度繰越金等
	計	5,120	
支出	運転直接経費	3,566	発電施設管理費
	引当金・積立金	1,504	修繕・建設改良各積立金
	予備費	50	
	計	5,120	

令和2年度 発電所施設交付金等特別会計決算

この会計は、伊太発電所施設特別会計及び細島発電所施設特別会計から交付される金額の使途を明らかにしたものです。

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	交付金	28,734	伊太発電所会計交付金
	繰入金	1,700	細島発電所会計繰入金
	繰越金等	520	前年度繰越金等
	計	30,954	
支出	工事費	13,382	用水路等修繕工事
	維持管理費	16,859	用水施設電気料等
	委託業務費	66	施設点検委託費等
	計	30,307	
次年度繰越金	647		

令和4年度 発電所施設交付金等特別会計予算

(単位：千円)

区分	項目	金額	備考
収入	繰入金	35,650	伊太発電所会計繰入金
	繰越金等	110	前年度繰越金等
	計	35,760	
支出	工事費	6,709	用水路等修繕工事
	維持管理費	29,001	用水施設電気料等
	予備費	50	
計	35,760		

令和3年度に実施した主な事業

■ 県営かんがい排水事業

施設名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
青木頭首工	藤枝市青木	55,000	空気式ゴム引布製起伏堰新設



施工前



施工後

■ 土地改良施設維持管理適正化事業

工事名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
瀬戸川右岸幹線 団体営分水工整備工事	藤枝市築地	4,356	分水工の更新 2門 ネットフェンス L=50.0 m 張コンクリート工 53.0 m ²



施工前



施工後

工事名	工事場所	事業費(千円)	工事内容
一番用水路 第1号・第2号・第3号取水門整備工事	藤枝市善左衛門	10,923	【第1号取水門】制水門更新 2門 【第2号取水門】自動転倒堰の整備補修 1門 【第3号取水門】取水門の整備補修 1門



施工前

第1号取水門



施工後

令和4年度に実施する主な事業

施設名	事業区分	工事場所	施工内容
青木頭首工	県営かんがい排水事業	藤枝市青木	左岸側取水口の更新及び護岸整備
細島発電所	県営地域用水環境整備事業	島田市細島	除塵機の改良
瀬戸川左岸幹線用水路	土地改良施設 耐震対策事業	藤枝市水守	六間支川に架かる掛樋の更新
上当間・下当間除塵機	適正化事業	藤枝市上当間	老朽化した除塵機の整備
木屋頭首工取水門	適正化事業	藤枝市高岡	老朽化した取水門の更新
柳久保頭首工取水門	適正化事業	藤枝市末広	老朽化した取水門の更新

新役員紹介

令和4年3月31日任期満了に伴う令和4年3月19日執行の役員総選挙(無投票)により、理事21名、監事4名が当選しました。
任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日までです。



理事長
内田幸男(焼津市)



副理事長
曾根嘉明(島田市)



理事(総務委員長)
河原崎昇司(吉田町)



理事(総務副委員長)
伊東節義(焼津市)



理事(総務)
池谷 薫(焼津市)



理事(総務)
天野 弘(島田市)



理事(総務)
小林一男(藤枝市)



理事(総務)
染谷絹代(島田市長)



理事(総務)
北村正平(藤枝市長)



理事(調査委員長)
海老名正和(藤枝市)



理事(調査副委員長)
櫻井 聡(焼津市)



理事(調査)
鈴木愛二(吉田町)



理事(調査)
中野弘道(焼津市長)



理事(調査)
田村典彦(吉田町長)



理事(用排水調整委員長)
村松達雄(焼津市)



理事(用排水調整副委員長)
池ヶ谷明生(島田市)



理事(用排水調整)
深津三郎(焼津市)



理事(用排水調整)
水嶋千利(牧之原市)



理事(用排水調整)
藁品智彦(焼津市)



理事(用排水調整)
池谷光男(藤枝市)



理事(用排水調整)
杉本基久雄(牧之原市長)



総括監事
大塚辰己(藤枝市)



監事
八木芳則(島田市)



監事
大石悦正(吉田町)



監事
飯塚友行(焼津市)

令和4年度 大井川土地改良区配水計画

大井川用水の取水量は利水調整規程で定められており、今年度の配水計画は 以下のとおりです。

	施設名	かんがい期 (5/6~9/30)		非かんがい期 (10/1~5/5)	
		かんがい期 (5/6~9/30)	非かんがい期 (10/1~5/5)	かんがい期 (5/6~9/30)	非かんがい期 (10/1~5/5)
最大 取水量	栃山頭首工 (志太様取水口)	14.81 m ³ /s	4.94 m ³ /s	木屋頭首工	2.27 m ³ /s
	合併頭首工	2.40 m ³ /s	1.19 m ³ /s	大官島頭首工	1.23 m ³ /s
	柳久保頭首工	2.88 m ³ /s	1.38 m ³ /s	青木頭首工	2.44 m ³ /s
				和田頭首工	0.49 m ³ /s
					1.23 m ³ /s
					0.49 m ³ /s
					0.27 m ³ /s

※令和5年度 水稻植付計画は、大井川土地改良区HPに掲載してあります。

大井川土地改良区

検索

みんなで守ろう 「命の水」大井川用水

大井川用水は、地域の農業用水、生活用水などの大きな役割を果たしています。しかし、近年環境の変化やゴミ問題により下流部では通水に支障が出ています。

皆様にとって「命の水」である大井川用水が行き渡るように、イベントへの参加など川や水路をきれいに使ってもらえるよう広報活動にも取り組んでいます。

農業に携わる方はもちろん、地域の皆様のご協力がこれからの大井川用水を守っていくことに繋がります。ご協力をよろしくお願いいたします。





賦課金の未収に向けた取り組み

賦課金は、土地改良法により、土地改良区の事業や運営等に要する経費を組合員から徴収することができるように規定されています。

つまり皆様には、賦課金を納入する義務があります。

当土地改良区の賦課金納入状況は、毎年99%の高い徴収率を維持しておりますが、近年は組合員の相続問題、行方不明、耕作放棄等の理由により、賦課金の滞納者が年々増加傾向にあります。

将来、土地改良区の収入源である賦課金収入が減少すると、運営に支障を来し、円滑な用水管理が十分にできなくなり、延いては組合員の皆様にご迷惑をお掛けすることになります。

このようなことにならないよう、組合員の賦課金の公平な負担を基本に、滞納賦課金の縮減に向けた計画的かつ効果的な取り組みを実施・実現するため「大井川土地改良区滞納整理方針」を策定しました。

大井川土地改良区 滞納整理方針

1 基本方針

土地改良区は、土地改良法により土地改良事業(維持管理を含む)に要する経費を組合員に賦課徴収できると規定されており、組合員は賦課金を納入する義務がある。

現在、役職員による滞納整理を実施し、賦課金の徴収率は高水準を維持している。しかし近年の農業を取り巻く社会情勢を含め様々な要因により、将来更に離農者が増加し、土地改良事業への理解が希薄となり、賦課金の滞納者が増加することが懸念され、このままでは維持管理業務等を含めた運営に支障が生じる恐れがある。

また、納期までに納付している多くの組合員に不公平感が生じないよう一貫した姿勢のもと、滞納賦課金の縮減に向けた計画的かつ効果的な取り組みを実施・実現するため大井川土地改良区滞納整理方針を策定する。

2 具体的な取り組み

(1) 当該年度賦課金の徴収強化(新規未納者の発生防止)

- ア 早期催告の実施(納入忘れの防止)
- イ 賦課金納付環境の整備等(口座振替の推進や多様な納付方法の提供など、納付しやすい環境を作り、期限内納付の向上を目指す。)

(2) 過年度滞納賦課金の徴収強化

- ア 個別訪問の実施(役職員で計画的な個別訪問を行う。)
- イ 延滞金の徴収(延滞金徴収規程に基づき、徴収する。)
- ウ 滞納処分の強化(滞納者に対して、滞納処分を厳正に行う。)

(3) 賦課金に関する広報・啓発活動の充実

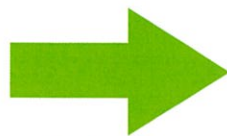
・賦課金の重要性や滞納整理の取組み状況(徴収率の推移、滞納処分の実施状況や農地の使用貸借があった場合の賦課義務者の届出義務について、広報誌とホームページなどを活用し、組合員に積極的な広報を行い、賦課に対する理解と納入意識の高揚を図り、自主的な納期内納付の推進を図る。)

こんな時は必ず届出をお願いします。



組合員の変更

- ☑ 農地の異動(売買・賃貸借・交換等)
- ☑ 農業者年金等による経営移譲
- ☑ 贈与または相続による名義変更
- ☑ 住所の変更



提出は
お早めに
お願いします!



とくそう 組合員の資格得喪の通知

第4号様式(第3条関係) 組合員の資格得喪の通知 年 月 日
大井川土地改良区理事長 様

届出人(下記土地の資格を得る者)
課税番号
住 所
よりのな
氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号() - -

届出人(下記土地の資格を失う者)
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号() - -

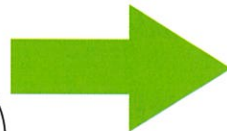
下記の土地について、組合員の資格を得喪し、又は喪失したので、土地改良区
第43条第1項の規定により通知します。

記
1) 資格得喪の日付 年 月 日
2) 資格得喪の原因・理由

農地の転用

- ☑ 田んぼを宅地・畑等に転用
- ☑ 公共用地(道路等)買収による転用
- ☑ 土地区画整理事業による転用

土地区画整理事業により、宅地等になった場合も、
決済金の納付が必要となります。個人申請による手
続きも可能なため、早めの手続きをお願いします。
その際は改良区へご連絡ください。



農地転用等の通知書

※農地転用の際は土地改良区の規定により、転用土
地に対し決済金を納付していただくこととなります。

本年度の農地転用決済金は1㎡170円です

本土地改良区が管理している幹線用水路等の維持管理費は、賦課金等により賄っているため、
農地転用等により受益地が減少すると賦課金収入も減少し、その分、残った組合員への負担が過
重になります。

これを防ぐために、農地転用等により受益地から除外する際は、決済金が必要になります。
これは、公共事業(道路等)による農地の転用についても同様です。

土地改良施設等の使用

農業用水は、稲を生育するための用水であるため、住宅排水等を受け入れることは本来の用途
又は目的を妨げる恐れがあるため許可できません。

但し、やむを得ない場合に限る手続きについては、土地改良財産他目的使用規程に基づく申請
が必要となります。

なお、財産使用には使用料が有償となります。

※やむを得ない場合：水路敷地に電柱、水道管、ガス管や橋梁等工作物



ホームページから各種申請書類をダウンロードできます。
<http://www.ooigawa-yousui.jp>



お知らせ

本年度賦課金の納期限は8月5日(金)です。

- *口座振替納付を指定の方は、前日までに指定口座の残高確認（又は入金）をお願いします。
- *残高不足等、諸事情により振替できなかった場合は、令和4年8月31日(水)に再振替を行います。



賦課金の納入について

- *賦課金が納入期限までに納入されない場合、10月1日を以って督促状を送付して早期納入を促します。
- *督促状発送後も納入されない方には、延滞金が加算されますので、ご注意ください。

賦課金とは？

- 賦課金は、田んぼに、水を供給するために必要な施設（幹線水路等）の年間にかかる維持管理費など土地改良区の運営費に充てられます。
- 改良区の土地台帳を基に面積に応じて組合員の皆様にご負担いただいているものです。
- 耕作の有無に関わらず土地台帳に届出がされていれば、賦課金の対象となります。

\ よくある質問 /

Q1 田んぼをやっていませんが払わなければなりませんか？

大井川土地改良区の受益地である限り、用水の供給を受ける権利があることから耕作の有無に関わらず賦課金の対象となりますのでご理解をお願いします。

Q2 田んぼを貸してあるのですが賦課金はどうしたらいいですか？

基本的には土地所有者に賦課金の納付義務がありますが、貸借の場合、当事者同士が了解の上であれば賦課金の納付者を変更することができます。変更する場合は届出をお願いします。

賦課金の納入は口座振替が便利でお勧めです

口座振替により、土地改良区又は各取扱金融機関の窓口に行って納入する手間が省けます。また、納入忘れも防げます。

手続きは各取扱金融機関窓口にてお願いします。JA大井川及びJAハイナンの「口座振替依頼書」は当改良区にもあります。事務所窓口またはホームページからダウンロードもできますのでご活用ください。

取扱
金融機関

- ◎県内農業協同組合 ◎静岡銀行 ◎スルガ銀行 ◎清水銀行
- ◎島田掛川信用金庫 ◎しずおか焼津信用金庫 ◎静岡県労働金庫
- ◎東日本信漁連静岡支店 ◎ゆうちょ銀行